

テレキューブサブスクリプション オンライン販売利用規約

この規約（以下、「本規約」という）は、株式会社ブイキューブ（以下、「当社」という）が提供するテレキューブサブスクリプションサービスのオンライン販売（以下、「本サービス」という）の利用条件を定めるものです。本サービスを利用する者（以下、「利用者」という）は本規約に同意するものとします。

第1条 本サービス

1. 当社は、当社が所有する個室ブース「テレキューブ」およびそのオプション品を利用者に貸し渡すものとし、利用者はこれを借り受けるものとします（以下、利用者が借り受ける物を「対象物」という）。
2. 対象物の種類、貸出期間、料金等の詳細については、個別の発注書で定めるものとします。
3. 対象物の設置、撤去、保守対応等、対象物に係る作業については、当社または当社が指定した業者が行うものとします。

第2条 規約

1. 本規約は、当社と利用者間の対象物に関する契約（以下、「個別契約」という）に関わる一切に適用されます。利用者は、個別契約には本規約の最新の内容が適用されることを了承し、その内容を遵守するものとします。
2. 本規約と個別契約の取り決めが異なる場合には、個別契約の内容が優先して適用されます。
3. 本規約は民法第548条の2が定める定型約款に該当します。当社は本サービスの提供に必要な範囲において本規約を変更する場合があります。当社ウェブサイト (<https://jp.vcube.com/terms>) に変更後の規約とその効力発生日を掲載し周知します。

第3条 申込み

1. 個別契約は、利用者が所定のオンラインフォームから申込みを行い、当社が所定の審査の上、当該申込みを承諾したときに成立します。
2. 当社は、以下のいずれかに該当すると判断した場合には申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 虚偽の事実を申告したとき
 - (2) 対象物の設置が困難であると判断したとき
 - (3) 本規約に違反があるときまたは違反のおそれがあるとき
 - (4) 過去に当社との契約に違反したことがあるとき
 - (5) 信用状況に問題があると当社が判断したとき
 - (6) その他当社が不適格と判断したとき

第4条 事前準備

1. 利用者は、対象物を指定の場所（以下、「設置場所」という）に設置するにあたり、事前に以下の事項について確認を行うものとします。
 - (1) 設置スペースの確保ができることの確認

対象物の寸法（以下、幅・奥行・高さを総称し「寸法」という）と設置場所の寸法、および組立作業に要するスペースの照らし合わせを行い、設置に必要なスペースの確保をお願いします。

(2) 搬入経路の確保ができることの確認

設置場所の属する施設のエレベーター、階段、廊下、入口ドアなどの寸法および障害物の有無等を確認し、対象物を搬入する経路の確保をお願いします。

(3) 設置場所付近に電源コンセント差込口があることの確認

設置場所付近に対象物で使用するための電源コンセント差込口をご用意ください。また、有線でのインターネット接続を希望される場合は LAN ポートのご準備もお願いします。

2. 利用者は、対象物を設置するにあたり、事前に設置場所の属する施設の管理規約等に基づき必要な申請等を行うものとします。利用者は当社に対し、設置に必要な手続きが完了している旨を、納入日の 3 営業日前までに書面または電子メールにて通知するものとします。
3. 利用者は、対象物の設置に先立ち、消防法に基づき必要な申請を行うものとします。
4. 対象物の設置における設置業者との日時調整、当日の立ち合い等については、利用者自身で対応するものとします。

第5条 設置

1. 対象物の設置に要する費用（以下、「設置費」という）は別途定める料金表に従い、利用者が負担するものとします。
2. 対象物の設置を行う際に、設置場所または搬入経路の寸法等が事前の申告と相違していることが判明した場合には、対象物の設置ができない場合があります。また、その場合でも設置費は発生しますのでご了承ください。
3. 予定していた搬入経路を変更したとき（エレベーターを階段にする等）、また、搬入経路や搬入距離が事前の申告と相違しているときには、別途追加料金が発生する場合があります。

第6条 引渡し

1. 当社は、別途合意した納入日に対象物を設置場所に設置した上で、利用者に引渡すものとし、利用者は対象物の設置状況、状態、その他必要事項（以下、総称して「対象物の品質等」という）を確認の上、これを引き受けるものとします。
2. 対象物の設置については別途見積りを行うものとし、対象物の設置に要する費用は利用者が負担するものとします。
3. 利用者は、対象物の納入日から 15 日以内に対象物の品質等の検査を行うものとします。その結果、対象物が契約内容に適合していることを確認したときは、確認日を記載した受領書面を当社に発行するものとし、これをもって対象物の引渡しが完了します。
4. 対象物の品質等に問題がある場合、利用者は、納入日から 15 日以内に当社に通知するものとします。当該通知期間内に利用者より何らの通知もなく受領書面の発行をしない場合は、対象物の品質等に問題がなかったとして、当該通知期間の最終日の翌日付をもって引渡しが完了したものとみなします。
5. 前項において、対象物の品質等に問題が発見されたときは、利用者は当社に対し、すみやかに具体的な内容を通知するものとし、その場合、当社は無償で対象物の修補等を行うものとします。

6. 正当な理由がないにもかかわらず利用者が引渡しに応じない場合、当社は個別契約を解除できるものとし、それにより生じた損害、その他費用を利用者に求償できるものとしします。
7. 天災地変、火災、道路交通の遮断などの不可抗力、仕入先の納品の遅れ等の事由により、納入日に対象物品を利用者に引渡すことができない状況が生じたときは、当社はその理由を明示し、納入日の変更を請求できるものとしします。
8. 対象物で使用する電源コンセント差込口と LAN ポートは利用者にてご用意いただくものとしします。

第7条 保守管理

1. 利用者は、「テレキューブご利用ガイド」の内容に従い、対象物を善良なる管理者の注意をもって使用および管理するものとしします。
2. 対象物に動作不良、損傷、汚損、性能の欠陥等（以下、総称して「故障等」という）が生じた場合、利用者は当社の修理受付サイト (<https://telecube-support.vcube.com/hc/ja>) からその旨を申告するものとしします。
3. 対象物に故障等が発生した場合、当社は、利用者と協議の上、対象物の修補、調整、交換等（以下、「保守対応」という）を行うものとしします。
4. 保守対応に要する費用は、対象物の故障等が自然故障または経年劣化による場合は当社が負担するものとし、それ以外の当社の責に帰し得ない事由（利用者または第三者の故意、過失を含む）による場合には、利用者が負担するものとしします。
5. 利用者は、当社が対象物のメンテナンス、修補または使用状況の検査等をする目的で設置場所に立ち入ることを認めるものとしします。立ち入る場合は事前に利用者の許可を得た上で、日時等を決定するものとし、利用者は、当社が設置場所に立ち入るために必要な手続きを行うものとしします。
6. 利用者は、当社に無断で対象物を移設してはならず、移設を希望する場合は当社にご相談いただくものとしします。また、移設する場合は別途移設費用が発生いたします。

第8条 禁止事項

利用者は以下に定める行為を行なってはならないものとしします。

- (1) 対象物を通常想定される用法を超えて使用する行為
- (2) 対象物を無断で他所へ移動する行為
- (3) 対象物を改造、加工、機能変更する行為
- (4) 対象物に装置・部品・付属品を無断で取り付ける行為
- (5) 対象物の所有者の表示や標識を抹消しまたは取り外す行為
- (6) 対象物を汚損、破損、滅失させる行為
- (7) 対象物付近で火気を使用する行為
- (8) 対象物を定員以上で利用する行為
- (9) 対象物を第三者に転貸、譲渡、担保提供する行為
- (10) 当社または第三者の権利を侵害する行為
- (11) 犯罪行為およびこれに関連する行為
- (12) 法令または公序良俗に違反する行為
- (13) 本規約または個別契約に違反する行為

第9条 料金

1. 利用者は、当社が指定する支払方法に則り、本サービスの利用料を支払うものとします。なお、支払いに必要な手数料は利用者の負担とします。
2. 利用料または他の債務について、支払期日を経過しても支払いをしない場合、利用者は、未払金額について、支払期日の翌日から完済の日まで年利 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
3. 当社が受領した利用料は、本規約または個別契約に明示的に定める場合を除き返金いたしません。

第10条 キャンセル

1. 利用者は、第3条第1項の利用申込み後、当該申込みをキャンセルする場合には、所定の方法により当社へ通知するものとします。
2. 前項のキャンセルをする場合、利用者は以下の表に従い、当社が指定する方法により、当社にキャンセル料を支払うものとします。

通知日（当日 18 時までの通知）	キャンセル料
申込日から納入日の 21 日前	決済金額の 3.6%
納入日の 20 日前から 6 日前	決済金額のうち利用料の 50%
納入日の 5 日前から納入日当日	決済金額の 100%

第11条 保証金

1. 当社は、当社が必要と判断する場合に、利用者に対し保証金の差入れを求める場合があります。
2. 保証金が差し入れられた場合、当社は、利用者が債務の全部または一部の履行を怠ったときは、保証金をもってその債務の弁済に充当します。
3. 個別契約終了後に、対象物が当社に返却されたときは、当社は利用者に対し、利用者に対する一切の債権を控除した保証金の残額を返金します。

第12条 解約

1. 個別契約を更新せずに解約する場合は、契約期間満了日の 60 日前までに、所定のオンラインフォームから当社に通知するものとします。
2. 前項の期間内に解約の通知がない場合、契約期間満了日の翌日付をもって同条件にて自動的に契約更新されるものとし、以降も同様とします。なお、契約更新後のキャンセルおよびご返金はできません。
3. 契約期間中に対象物を早期返却する場合、対象物の返却日（以下、「早期返却日」という）の 60 日前までに、所定のオンラインフォームから当社に通知するものとします。
4. 早期返却をする場合、早期返却日をもって個別契約は解約となります。利用者は、当初の契約期間満了日までの残りの期間（以下、「残期間」という）の利用料をキャンセル料として一括で支払うものとします。また、すでにお支払い済みの場合でも残期間の利用料は返金されません。

第13条 対象物の返却

1. 個別契約が終了した場合、利用者は、当社が指定する返却期日までに対象物を当社に返却するものとします。

2. 対象物の引取り方法は双方協議の上、別途見積りを行うものとし、対象物の撤去に要する費用は利用者が負担するものとします。
3. 対象物を指定の返却期日までに返却できない場合、利用者は、月額の利用料の2倍に当たる金額を遅延損害金として当社に支払うものとします。
4. 利用者は、対象物の原状回復の義務を負うものとします。返却された対象物に、通常使用を原因としない異常劣化や故障等があるとき、当社は利用者に対してその原状回復にかかる費用を請求できるものとします。
5. 対象物を早期返却する場合、当社は、早期返却日に応じた対象物の保管費用を請求できるものとし、利用者はそれに従うものとします。

第14条 買取り

1. 利用者は、個別契約中または個別契約終了後において、当社に対して対象物の買取りを申込みことができます（オプション品を除く）。
2. 前項の買取りは利用者が所定のオンラインフォームから当社に申込みを行い、当社が当該申込みを承諾したときに、成立するものとします。
3. 対象物の買取り価格等の具体的な条件は、別途書面にて定めるものとします。

第15条 再委託

1. 当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を第三者に再委託できるものとします。
2. 再委託を行う場合、当社は、再委託先が本規約の各条項を遵守するよう管理監督するとともに、再委託に係る一切の行為について責任を負うものとします。

第16条 権利帰属

1. 対象物の所有権は当社または当社に権利を許諾した者（以下、「権利許諾者」という）に帰属します。
2. 本サービスおよび対象物に関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の権利（以下、「知的財産権」という）は、すべて当社または権利許諾者に帰属します。
3. 本サービスの個別契約は、当社または権利許諾者の知的財産権の使用許諾を意味するものではなく、設置者は当社または権利許諾者の権利を侵害する恐れのある行為をしてはなりません。

第17条 変更の届出

1. 利用者は、以下のいずれかに該当する場合、当社に対して遅滞なく変更内容の届出を行うものとします。
 - (1) 住所または所在地を変更しようとするとき
 - (2) 商号または屋号を変更しようとするとき
 - (3) 代表者または事業主を変更しようとするとき
 - (4) 連絡先の電話番号またはメールアドレスを変更しようとするとき
 - (5) 決済方法や決済に必要な情報を変更しようとするとき
 - (6) 本サービスに関して窓口となる担当者およびその連絡先を変更しようとするとき
2. 前項の変更届出にあたり当社が利用者に対し必要書類の提出を求める場合、利用者は、すみやかに当該書類を当社に提出するものとします。

第18条 個人情報の取扱い

当社は当社が定める「個人情報保護方針」 (<https://jp.vcube.com/privacy>) および「情報セキュリティ基本方針」 (<https://jp.vcube.com/isms/security>) の規定に則り、利用者の情報を適切に取扱いします。

第19条 秘密保持

1. 当社および利用者は、個別契約に関連し知り得た相手方の技術上および営業上、またはその他業務上の一切の情報のうち、相手方から秘密である旨を明示されて提供された情報（以下、「秘密情報」という）を厳密に保持し、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩してはならないものとしします。
2. 前項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報については、秘密情報として取扱わないものとします。
 - (1) 開示時にすでに公知であった情報
 - (2) 開示時にすでに保有していた情報
 - (3) 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
 - (4) 開示を受けた後、秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
 - (5) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
3. 当社および利用者は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、個別契約の遂行以外の目的で使用してはならないものとしします。
4. 第1項にかかわらず、当社は本サービスの再委託先または提携先に対して、業務上必要な範囲に限り、秘密情報を開示できるものとしします。その場合、当社は当該開示先に対し、本条に定める秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとしします。
5. 第1項にかかわらず、当社および利用者は、法令上開示が必要とされる場合、または関連専門家等（弁護士、公認会計士等、法令上秘密保持義務を負う者であって、かつ秘密情報を知得することが合理的に必要な者）に対し、秘密情報を開示できるものとしします。

第20条 契約解除

1. 当社または利用者は、相手方が以下のいずれかに該当する場合、何らの催告なく個別契約を解除できるものとし解除された相手方は当然に期限の利益を失うものとしします。
 - (1) 本規約または個別契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても、その違反状態が解消されない場合
 - (2) 期限内に債務を履行せず、相当の期間を定めてその履行を催告しても履行がなされない場合
 - (3) 第三者より差押、仮差押、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申し立てがなされた場合
 - (4) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続申立を受け、または自ら申し立てた場合
 - (5) 手形、小切手を不渡りにする等、支払停止状態に陥った場合
 - (6) 公租公課の滞納処分等を受けた場合
 - (7) 監督官庁による営業許可の取消、営業停止等の処分があった場合
 - (8) 長期間連絡がとれないなど、所在不明になった場合
 - (9) 契約を継続し難い著しい信用不安、重大な違反が認められる場合
2. 前項により個別契約を解除した場合、解除した当事者は相手方に生じた損害の賠償責任を負わず、また違約した相手方に対して損害の賠償を請求することができるものとしします。

第21条 権利義務の譲渡禁止

利用者は、事前の書面による当社の承諾を得ることなく、個別契約に基づく地位、権利または義務を、第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保に供してはならないものとします。

第22条 不可抗力

天災地変、火災、テロ、暴動、法令の改廃制定、公権力による命令処分、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故、感染症の蔓延などの不可抗力、その他当社の責めに帰し得ない事由により、本サービスにおける業務の全部または一部の履行遅滞、履行不能ないし不完全履行を生じた場合には、当社はその責任を負わないものとします。

第23条 損害賠償

当社および利用者は、本規約に違反しまたは自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合、相手方に直接かつ現実に発生した通常の損害（特別損害および逸失利益を含まない）に限り、賠償する責を負うものとします。

第24条 反社会的勢力の排除

1. 当社および利用者は、自己またはその役員および実質上経営に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力集団、その他これに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という）に該当せず、現在および将来にわたって反社会的勢力との関係を一切持たないこと、また自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫行為、業務妨害行為、その他これに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。
2. 当社または利用者は、相手方が前項の表明保証に違反した場合、何らの通知または催告を要せず、個別契約の全部または一部について当然に期限の利益を失わせ、履行を停止しまたは解除できるものとします。
3. 前項の規定により個別契約を解除した場合、解除した当事者は相手方に生じた損害の賠償責任を負わず、また違約した当事者に対して損害賠償を請求できるものとします。

第25条 紛争解決

1. 本規約に定めのない事項または解釈に疑義を生じた事項については、互いに誠意をもって協議し、その解決を図るものとします。
2. 本規約は日本法に準拠するものとし、本サービスに関する一切の紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2024年12月1日 最終改定